

## 支笏洞爺国立公園支笏湖・定山溪地区自然体験活動推進協議会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は「支笏洞爺国立公園支笏湖・定山溪地区自然体験活動推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国立公園の美しい自然を保全しつつ活かし、より上質な体験を提供することにより、世界水準の「ナショナルパーク」へと革新していくことを目指し、支笏洞爺国立公園支笏湖・定山溪地区において、自然環境に配慮しつつ、国内外からの来訪者による自然体験活動を推進するための具体的な計画として「支笏洞爺国立公園支笏湖・定山溪地区自然体験活動推進プログラム」（以下「自然体験活動推進プログラム」という。）を策定し、実施していくことを目的として、関係機関の相互の連携を図るため設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 支笏洞爺国立公園支笏湖・定山溪地区における国内外の来訪者による自然体験活動の推進に関する事項
- (2) 自然体験活動推進プログラムの策定及び実施に関する事項
- (3) その他、第2条の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は、別表1に記載する者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じ構成員を追加することができる。
- 3 協議会は、必要に応じアドバイザーを招聘することができる。

(会合)

第5条 協議会の会合は、事務局が招集する。

- 2 会合の議事は、事務局が進行する。

(部会)

第6条 地区ごとの具体的な事項を検討するため、協議会の下に、支笏湖地区部会及び定山溪地区部会を設置する。

- 2 部会には、それぞれの地区の協議会構成員が所属する機関の担当者が出席する。
- 3 支笏湖地区部会及び定山溪地区部会では、それぞれの地区における自然体験活動推進プログラムの検討及び推進に関する事項を所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、北海道地方環境事務所に置く。

(会合の公開)

第9条 協議会の会合は公開とする。

- 2 部会の会合は非公開とする。

(付則) この要綱は、平成30年1月31日から施行する。

(付則) この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

## 支笏湖・定山溪地区自然体験活動推進協議会 構成員

	構成員	
	部局名	職名
林野庁 北海道森林管理局	計画保全部	保全課長
林野庁 北海道森林管理局	石狩森林管理署	署長
経済産業省 北海道経済産業局	地域経済部 食・観光産業課	参事官
国土交通省 北海道運輸局	観光部	部長
国土交通省 北海道開発局	札幌開発建設部 地域振興対策室	室長
環境省 北海道地方環境事務所		次長
北海道 環境生活部自然環境局	自然環境課	自然公園担当課長
北海道 経済部観光局	観光振興課	アドベンチャートラベル 担当課長
北海道 胆振総合振興局	保健環境部	くらし・子育て担当部長
北海道 石狩振興局	保健環境部	くらし・子育て担当部長
札幌市	経済観光局 観光・MICE 推進部	部長
札幌市	建設局 みどりの管理担当部	部長
苫小牧市	環境衛生部	部長
苫小牧市	産業経済部	部長
千歳市	観光スポーツ部	部長
恵庭市	経済部	部長
公益社団法人 北海道観光振興機構	地域支援本部	地域観光部 担当部長
北海道アドベンチャートラベル協議会		会長
一般社団法人 定山溪観光協会		常務理事 事務局長
一般社団法人 苫小牧観光協会		会長
一般社団法人 千歳観光連盟		代表理事 会長
一般社団法人 恵庭観光協会		代表理事 会長
一般社団法人 国立公園支笏湖運営協議会		会長
一般財団法人 自然公園財団 支笏湖支部		所長